

投資委員会事務局の説明書

件名：技能、技術、イノベーション (Skill, Technology & Innovation-STI)
投資への追加恩典の申請

2009年5月29日付第6/2552号投資委員会告示に合わせ、投資委員会事務局は2007年2月16日付STI開発のための投資への追加恩典付与基準に基づく奨励申請書に付く説明書を撤廃し、以下の説明書を発布する。

第1項 追加恩典申請手続き

- 1.1 追加恩典の申請者は「STI 開発のための投資への追加恩典申請書」を「奨励申請書」とともに提出してもよいし、その後提出してもよい。
- 1.2 追加恩典を申請する日にすでに収入発生した場合、その奨励事業は法人所得税免除恩典が免除期間および免除税額ともに残っているものでなければならない。
- 1.3 法人所得税免除恩典付与対象外のプロジェクトは奨励申請書の提出と同時に STI 恩典を申請しなければならない。
- 1.4 STI 開発のための投資金額または支出を売り上げと比較するに当たり、奨励申請プロジェクトのものに限る。
- 1.5 STI 政策における追加恩典付与の認可プロジェクトの研究開発、先端技術訓練、教育・研究機関への援助計画に重要内容を変更あるいは調整する場合、事務局にプロジェクト変更申請しなければならない。

第2項 恩典を申請できる研究開発またはデザインおよび支出は以下のものとする。

- 2.1 研究開発またはデザインの種類は以下のような産業の基礎研究および応用研究とする。

- 2.1.1 経済的価値のある新しい知識または既存の知識以上の進歩を
目的とした応用的、理論的な実行
 - 2.1.2 基礎知識の利用の研究
 - 2.1.3 フォームラまたはデザイン応用の開発
 - 2.1.4 製品、サービスおよびプロセスの選択技の検出または評価
 - 2.1.5 プロトタイプ、モデル、開発キットのデザイン、建築、試験
 - 2.1.6 技術に関連する製品デザイン、プロセス、サービスまたはシ
ステム
 - 2.1.7 プロトタイプ開発
 - 2.1.8 パイロット生産工程の構築
 - 2.1.9 新製品/プロトタイプ開発またはパイロット生産工程の構築に
よる新規プロセスの欠陥改善のための技術的活動
 - 2.1.10 製品の研究開発に直接関連する機械設置、インダストリア
ル・エンジニアリング、またはプロトタイプ開発あるいはパ
イロット生産工程の構築による新プロセス
 - 2.1.11 新製品生産またはプロトタイプ開発またはパイロット生産工
程の構築による新生産プロセスのためのデザイン
- 2.2 支出項目は以下の通りとする。
- 2.2.1 賃金/給与
 - (1) 研究開発またはデザインのために採用した研究員、研究員助
手、技術者、従業員、研究室のアナリストまたはプロジェク
ト常駐の専門家、訓練して専門の仕事のできる下級知識を持
った者の賃金・給与

- (2) 研究開発またはデザインプロジェクトの実行のための顧問料
または専門家のサービスへの料金 (道具/器具の実証以外の
もの)

2.2.2 道具/器具代金

-道具/器具の代金とは日常の業務以外、研究開発またはデザインプロジェクトのみのために道具/器具を手配するための費用を意味する。

- 2.2.3 改造/修理費用とは研究室に使用するため建物の改造、修理費用を意味する。

2.2.4 試験室サービス料金

2.2.5 研究開発またはデザインに必要な原材料/必要資材代金

2.2.6 教育費

- 2.2.7 運営費 (運営費および道具/器具代金を乗せる前プロジェクト費用の 30%を超えてはならない)

2.2.8 研究の外注費用(ある場合)

2.2.9 研究に必要な特許/著作権ロイヤリティー

第 3 項 恩典受取対象となる先端技術の教育 (Advanced Technology Training) 費用および種類は以下のものとする。

3.1 教育費

- 教育費とは交通費および宿泊費を含まない、社内教育または国内外の講習会でタイ従業員の教育に発生する実費を意味する。

3.2 教育の種類は以下のいずれに当てはまるものでなければならない。

3.2.1 教育は STI 開発で追加恩典を申請する事業に直接関連するものでなければならない。(日常業務ができるようにする教育を含まない)

3.2.2 その産業において高度技術の教育でなければならない。

3.2.3 タイ民間事業の発展のため技術の受け入れおよび促進を目的とした教育でなければならない。また得られる知識は追加恩典の申請者の特定事業において新しいものでなければならない。この教育は震災委員会により重要なものとして承認されるものでなければならない。

3.2.4 産業の研究開発またはデザインまたは品質向上においてタイ従業員および事業の専門技能のレベルアップのための教育でなければならない。

3.2.5 タイ従業員に近代的技術・技能または国内外技術源の先端技術において技術移転を受け入れられるようにする技術的な教育でなければならない。

先端技術の教育か否かはその内容により審査する。

第4項 教育または研究機関への援助費用

- 教育または研究機関への援助費用とは事務局が認可した研究開発または技能、技術、イノベーションの能力向上のために、教育または研究機関へ与えられる資金または道具、器具を意味する。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

2010年12月3日

คำชี้แจง สกท. ลำดับที่ 4/2553 เรื่อง การขอรับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมสำหรับการลงทุน เพื่อพัฒนาทักษะ
เทคโนโลยีและนวัตกรรม (SKILL, TECHNOLOGY & INNOVATION – STI)

3 ธันวาคม 2553